

伊万里市公告第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により伊万里市森林整備変更計画の案を作成したので、同条第4項及び第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、伊万里市長に理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月2日

伊万里市長 深浦 弘 信



1 縦覧場所

伊万里市役所農山漁村整備課、伊万里市ホームページ

2 縦覧期間

自 令和8年2月 2日（月）

至 令和8年2月27日（金）